

航空法改正に伴う政省令の制改定について

令和3年10月29日
国土交通省 航空局

航空法改正の施行期日について

○航空法の一部改正の施行期日

- 航空法の一部改正のうち航空保安関係の規定は、公布から6ヶ月以内に準備行為にかかる一部の規定を施行した上で、公布から9ヶ月以内で関連する全ての条項を施行する旨が改正法で規定。
- 具体的な施行期日については政令で定めることとされている。

航空法の条番号	本施行(主なもの):公布から9ヶ月以内	部分施行(準備行為):公布から6ヶ月以内
航空法第131条の2の2	・国交大臣による危害行為防止基本方針の策定(策定に当たっては関係行政機関への協議が必要)	・国交大臣による危害行為防止基本方針の案の関係行政機関の長への協議
航空法第131条の2の3	・職員への指示権限付与	
航空法第131条の2の4	・危害行為防止基本方針に基づく関係者への国交大臣の指導・助言	
航空法第131条の2の5	・旅客等に対する航空機搭乗前の保安検査の受検義務 ・空港等の設置者による危険物等所持制限区域の設定(設定に当たっては、 <u>関係者への意見聴取・国交大臣への協議、同意が必要</u>)	・空港等の設置者による危険物等所持制限区域の設定に当たっての関係者への意見聴取および国交大臣への協議、同意
航空法第131条の2の6	・預入手荷物検査の義務付け	

○施行期日の制定

- 今般、施行期日について **部分施行を令和3年12月上旬、本施行を令和4年3月上旬として政令において規定する予定。**
- 上記の施行期日を定める政令について令和3年12月上旬に公布予定。

1 危害行為防止基本方針関係

○危害行為防止基本方針に従って危害行為防止のための措置を講じる者

危害行為防止基本方針に従って危害行為防止のための措置を講じるべき者として、以下の者を航空法及び省令にて規定。

- | | |
|------------------------------|---------------------------|
| ・ <u>空港等の設置者</u> | ・ <u>法第130条の2の許可を受けた者</u> |
| ・ <u>国管理空港及び共用空港の空港事務所長</u> | ・保安検査を行う者 |
| ・ <u>空港運営が民間委託された空港の運営権者</u> | ・保安検査業務受託者 |
| ・ <u>航空旅客取扱施設の管理者</u> | ・ <u>預入手荷物検査を行う者</u> |
| ・ <u>航空運送事業を営業者</u> | ・ <u>預入手荷物検査業務受託者</u> 等 |
| ・ <u>航空機使用事業者</u> | |

※省令では下線を付した者を規定(それ以外は法律において既に規定)

○指示権限を付与された職員に関する要件等

指定を受けた職員に付与される旅客等に対する指示権限(危害行為防止基本方針に基づく危害行為の防止のための措置のために必要な行為をすること又は当該措置を妨げる行為をしないことを指示できる権限)に関し、各種要件等を以下の通り省令にて規定。

● 指示を行える職員を指定する者

- ・空港等の設置者、国管理空港及び共用空港の空港事務所長、空港運営が民間委託された空港の運営権者 等

※省令では下線を付した者を規定(それ以外は法律において既に規定)

● 指示を行える職員に求められる要件

- ・指示の的確な実施に関し必要な知識及び能力を習得するための教育訓練を受講していること
- ・18歳未満の者ではないこと
- ・刑事罰の適用を受けている者ではないこと 等

● 指示を行える職員が旅客等の請求があった場合にとるべき措置

- ・携帯する身分証明書を提示すること(事態の急迫等により証明書の提示ができない場合は口頭その他の方法により身分を明らかにし、証明書の提示ができるようになったとき速やかに提示することを許容)

● 身分証明書の様式

2 保安検査関係

○危険物等所持制限区域の指定に関する協議の手続

空港等の設置者が危険物等所持制限区域の指定・変更について国交大臣に協議する際の手続として、危険物等所持制限区域の管理者、指定又は変更の予定日等を記載した協議書に危険物等所持制限区域の位置を示す図面を添付し国交大臣に提出すること等を省令にて規定。

○危険物等所持制限区域・航空機内への持込を制限する物品

危険物等所持制限区域・航空機内への持込を制限する物品(保安検査において対象とする物品)を以下の通り省令にて規定。

- ・爆発性を有する物件(航空法施行規則第194条1項第1号の物件)
- ・人を殺傷するに足るべき物件(航空法施行規則第194条第1項第10号の物件)及びその模造品
- ・特定の方法以外の方法により国際線の用に供する危険物等所持制限区域内に持ち込まれる液体等

○保安検査を行う者

※現状を踏襲する形で規定

類型	保安検査を受ける者	保安検査を実施する者
危険物等所持制限区域に立入	旅客	航空運送事業を営業者
	旅客以外の者(空港関係者等)	航空旅客取扱施設の管理者
危険物等所持制限区域に立ち入ることなく航空機に搭乗	(全ての者)	当該航空機の運航者

○航空機強取行為を行うおそれがないものとして保安検査を受ける必要がない者

保安検査を受けることなく危険物等所持制限区域への立入を認める者	・他の空港等で保安検査を受けた者であって、必要な確認を受けた者 ・業務のために危険物等所持制限区域内への立ち入る必要があるとして国交大臣が認めた者 等	保安検査を受けることなく航空機への搭乗を認める者	・他の空港等で保安検査を受けた者であって、必要な確認を受けた者 ・公的機関からの依頼等により捜索・救助を行う航空機の搭乗者 等
---------------------------------	--	--------------------------	--

○保安検査の業務の受委託の要件

- ・委託者が従う基準:業務の適正な遂行に必要な事項(検査体制、検査員の配置情報、教育訓練の内容等)の受託者への提示、受託者の監督 等
- ・受託者が従う基準:委託者から提示された事項の実施、委託者の監督を受け不具合等発見時は是正措置を実施 等

3 預入手荷物検査関係

○預入手荷物として航空機内への持込を制限する物品

預入手荷物として航空機への積載を制限する物件(預入手荷物検査において対象とする物品)として、爆発性を有する物件(航空法施行規則第194条1項第1号の物件)を省令にて規定。

○預入手荷物検査を行う者

預入手荷物検査を行う者として、荷物を預け入れる旅客が搭乗する航空機の運航者を省令にて規定。

※現状を踏襲する形で規定

○航空機強取行為を行うおそれがないものとして預入手荷物検査を受ける必要がない者

預入手荷物検査を受けずに航空機への手荷物の積載を認める者として、他の空港で既に預入手荷物検査を受け、かつ、適切な管理がなされている手荷物を所持する者等を省令にて規定。

○預入手荷物検査の業務の受委託の要件

・委託者が従う基準:業務の適正な遂行に必要な事項(検査体制、検査員の配置情報、教育訓練の内容等)の受託者への提示、受託者の監督 等

・受託者が従う基準:委託者から提示された事項の実施、委託者の監督を受け不具合等発見時は是正措置を実施 等

4 省令改正のスケジュール

○公布日:令和3年12月上旬

※改正法の施行期日を定める政令の公布と同時を予定

○施行日:令和4年3月上旬(改正法の施行と同時)